議案第100号

甲府市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例及び甲府市幼 保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改 正する条例制定について

甲府市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例及び甲府市幼保連 携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 を次のように定める。

令和元年12月4日提出

甲府市長 樋 口 雄 一

甲府市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例及び甲府市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

(甲府市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 甲府市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成30 年12月条例第55号)の一部を次のように改正する。

第35条第8号中「次のイからクまでの」を「次に掲げる」に改め、同号アを 次のように改める。

ア 耐火建築物(建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第9号の 2に規定する耐火建築物をいう。以下この号において同じ。)又は準耐火 建築物(同条第9号の3に規定する準耐火建築物をいい、同号ロに該当す るものを除く。)(保育室等を3階以上に設ける建物にあっては、耐火建 築物)であること。

(甲府市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第2条 甲府市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例

(平成30年12月条例第57号)の一部を次のように改正する。

第8条第3項中「第35条第8号イ、ウ」を「第35条第8号アからウまで」 に改める。

第15条第1項の表中

耐火建築物又は同条第9号の3に規 定する準耐火建築物(同号口に該当 するものを除く。)

一耐火建築物

を

耐火建築物(建築基準法(昭和25 年法律第201号)第2条第9号の 2に規定する耐火建築物をいう。以 | 定する耐火建築物 下この号において同じ。) 又は準耐 火建築物(同条第9号の3に規定す る準耐火建築物をいい、同号口に該 当するものを除く。) (保育室等を 3階以上に設ける建物にあっては、

建築基準法(昭和25年法律第 201号)第2条第9号の2に規

に

改める。

附則

耐火建築物)

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部改正に伴い、保育所等の設備 の耐火基準に係る所要の改正を行うについては、この条例を制定する必要がある。 これが、この条例案を提出する理由である。